

国際機構は法人である。したがって、実際に何らかの行動をとる際には、自然人の関与が必要である。まずは、「国際公務員」とも呼ばれるそのような職員とはどのような人たちで、実際にどのような仕事をしているかを知る必要がある。[外務省国際機関人事センター](#)のサイトを隅から隅まで読んでくること。併せて、[UN Careers](#)・国連広報センター「[国連で働く](#)」も見てくること。常に話題になる日本人職員の「不足」については、[NHK](#)でも報じられている。

国連憲章 101 条 1 項に基く職員規則が定められている ([事務局ページ](#)を一番下までスクロール)。そして、職員身分保障のための制度として、[裁判機関](#)が設置されている<sup>1</sup>。そのような裁判機関 (国際機構の「行政裁判所 administrative tribunal」という) は、[ILO](#)、[世界銀行](#)、[IMF](#)等にも設置されており、また、[ILO行政裁判所の管轄権を認めている国際機構](#)も多い。[アジア開発銀行](#)、[EU](#)など、地域機構にも同種の裁判機関が用意されていることがある。

国連憲章 100 条に、“the staff”への言及がある。どのような職員でなければならないとされているか。また、それはなぜか。それを踏まえると、国連加盟国からの派遣 (国連加盟国政府が、自国公務員を国際機構に期限付任用させること) が問題となり得る。このような制度は、国連憲章 100 条の下で認められるか?<sup>2</sup>

この問題に関する代表的裁判例である [Qiu, Zhou and Yao v. Secretary-General of the United Nations](#) (United Nations Administrative Tribunal Judgement No. 482, 25 May 1990) を見てみよう<sup>3</sup>。申立人は、いずれも中国国籍を持ち、1984 年に中国語逐語議事記録担当官として 5 年任期で国連事務局に採用された。任用書には、中国政府からの派遣であることが明記されていた。5 年後、申立人が、[国連総会決議 37/126](#) (IV のパラグラフ 5) および [38/232](#) (VI のパラグラフ 5) に基づいて終身任用を求めたところ、事務総長はそれを拒否した。そこで、申立人は国連職員としての地位の確認を求めて国連行政裁判所 (当時) に提訴した。裁判所は、以下のような判断を示した。

XXIII. The Tribunal finds that the conditions laid down for an official to be on secondment are not fulfilled in this case. The Applicants' status was not, in fact, "defined in writing by the competent authorities in documents specifying the conditions and particularly the duration of the secondment". Such documents, if they exist, have not been brought to the attention of the Applicants. The Applicants were not on genuine secondment within the meaning given to that term in Judgement No. 192, which reaffirms

<sup>1</sup> 黒神直純「国連行政裁判所の改革について—国連紛争裁判所と国連上訴裁判所の設立—」『法学と政治学の新たなる展開』(有斐閣、2010 年)。

<sup>2</sup> 国際公務員の地位・待遇一般について、黒神直純『国際公務員法の研究』(信山社、2006 年)。

<sup>3</sup> 同事件に関する日本語での解説は、黒神・前掲注 2・85 頁以下。

the definition established in Judgement No. 92, Higgins (1964):  
"... the term 'secondment' ... implies that the staff member is posted away from his establishment of origin but has the right to revert to employment in that establishment at the end of the period of secondment and retains his right to promotion and to retirement benefits ..." (Judgement No. 192, para. IV).

[...]

XXIX. More generally, the Tribunal considers that the limits of the Secretary-General's discretionary powers are governed by the following principle established by the Tribunal's consistent case-law: the Secretary-General may not legally take a decision which is contrary to the Charter, in particular to Articles 100 and 101, or to the provisions of the Staff Rules and Regulations.

XXX. In this connection, the Tribunal agrees with the Respondent that the Secretary-General has the right to consult the Governments of Member States when he exercises his power of appointment, provided however that such consultation should not contravene the principles referred to in the preceding paragraph.

As the Tribunal states below, it holds that, in the present case, by accepting the position advocated by the Government consulted, the Secretary-General has not acted in conformity with the foregoing principles.

[...]

XXXVIII. In keeping with the wishes expressed by the Chinese Mission, there is nothing to prevent the maintenance of a rotation system. The Tribunal considers that a rotation system is not unlawful per se. Such a system can and must serve the interests of the United Nations and the Member State concerned by providing a pool of Chinese-language translators, verbatim reporters and interpreters, while at the same time developing their knowledge and command of foreign languages. Such training will be very useful in the development of relations between the United Nations and China when those experts return home permanently.

But in the opinion of the Tribunal, the rotation system must be established on a precise legal basis - through secondment in accordance with the terms governing secondment and without ruling out career appointments, pursuant to General Assembly resolution 37/126.

派遣制度は国連憲章と両立するか？ するとすればその条件は？ しないとすれば

その理由は？

職員の中でやや特殊な地位を有するのが、それら職員の長である。国連の場合、[事務総長](#)がそれである。事務総長の任務は、国連憲章 98 条・99 条に一応の規定があるが、実際には黙示的権限を駆使して様々な活動を行っている。その中立的立場を利用して、またその限界内で、国際紛争における仲介など一定の政治的役割を果たす。慣行として、1 期 5 年、最長 2 期任命される。独立性の観点からは、1 期をより長くして再任不可とすべし、との意見もある。どう考えるか？

\*\*\*\*\*  
復習問題

1. 国連憲章 1 条に掲げられた国連の目的の一つ一つは、国連のどの機関 (複数もあり得る) に対応するか。国連の目的相互間に優先順位を付けることは可能か。
2. 「国際機構に権限が認められれば、法人格は存在することになる。国際機構の法人格は、それを認める認めないという問題ではなく、客観的な現実である。」この考えを論評せよ。
3. ロッカビー事件において ICJ がリビア勝訴の判決を出したと仮定する。その後、どのような法的問題が発生したであろうか。
4. 安全保障理事会は立法権限を有するか。有するとすると、限界はあるか。有しないとすると、憲章 25 条をどう理解すべきか。
5. 国連加盟国は、国連機関が権限超越行為を行ったと考える場合、当該行為から生じる経費の分担を拒否することができるか。
6. 国連平和維持活動に従事する兵士に免除が与えられるのは適切か。
7. [国連特権免除条約](#) 19 条は、事務総長等について、外交使節と同様の特権免除が与えられると定める。外交使節は、自国の管轄権からは免除されない。ならば、事務総長は、国籍国の管轄権から免除されないと理解すべきか。
8. [安全保障理事会決議](#) 1816(2003)の 7 項に基づき、ソマリア沖での海賊対策活動が行われている ([外務省サイト](#)・[防衛省サイト](#)・[国土交通省サイト](#)・[海上保安庁サイト](#))。同活動の過程で日本海上保安庁職員が違法行為を行う場合、その責任は国連が負うか、日本が負うか。
9. 「国連憲章第 7 章に基づいて執られる措置は、制裁措置ではなく警察措置である。」この考えを論評せよ。

以上